

国際交流委員会ニュース

No.47 編集責任：国際交流委員会

- ・ドイツ連邦弁護士連合会(BRAK)との交流について
- ・国際交流委員会・ILCC部会のアフターコロナの活動

ドイツ連邦弁護士連合会(BRAK)との交流について

1. 表敬訪問

2024年1月15日、当連合会議室にて、ドイツ連邦弁護士連合会 (Bundesrechtsanwaltskammer。「BRAK」) Dr. Christian Lemke第一副会長らが小林元治会長（当時）含め執行部を訪問しました。国際交流委員会からは、牧山嘉道委員長、ミヒヤエル・A・ミュラー委員（外国法事務弁護士（ドイツ法））、高畠正子委員及び三好慶委員が出席しました。

なお、BRAKは、1959年に設立された連邦レベルの弁護士会です。当連合会は、BRAKとの間で2008年に友好協定を締結して以来、セミナーの開催等で交流を深めています。

2. 共同セミナー開催

2024年1月15日、BRAKと共同セミナー「司法のデジタル化とプラットフォーム規制に関する諸問題～欧州のデジタル市場法及びデジタルサービス法を含めて」を開催しました。当日18:00（ベルリン時間10:00）から開催された本セミナーには、来日された登壇者や当連合会会員ら17名の他、オンラインでもBRAK及び当連合会会員35名程が参加されました。

近年、日本国内では司法のデジタル化の実施・検討や、プラットフォームに対する各種規制が進められていますが、ドイツにおいても、司法に関して弁護士専用電子私書箱による裁判所との通信が導入され、プラットフォームに関して欧州評議会が採択したデジタル市場法やデジタルサービス法の実施のための国内法の整備等の対応が進められています。このような背景を踏まえ、BRAKと共に、日本及びドイツの各法域での司法のデジタル化やプラットフォーム規制に関する諸問題について議論するイベントを開催しました。

本セミナーは、ミュラー委員が司会を務め、BRAKのLemke第一副会長及び当連合会の松田純一副会長（当時）から挨拶の後、基調講演（日独各2名）とパネルディスカッションが行われました。

まず、基調講演の一つ目として、高畠委員が、「日本における司法のデジタル化と課題について」と題して発表を行いました。日本におけるデジタル化は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を中心に発展してきているところ、司法においては、「法務省デジタル・ガバメント中長期計画」において①法務行政のデジタル化（司法試験のデジタル化、登記情報等の行政機関間連携等）、②民事裁判手続のデジタル化（オンライン提出、ウェブ参加、記録の閲覧等）、③刑事手続のデジタル化が進められています。司法のデジタル化の課題としては、「紙」依存、「ハンコ」文化、言語、国民の理解（①情報セキュリティブライバシー漏えいへの不安、②利用者のICTリテラシー、③利用者のデジタルに対する抵抗感）等が挙げられました。

次に、Julia von Seltmann 事務局長（BRAK）が、「専用電子私書箱による裁

判所との通信について」発表しました。ドイツでは、「特別電子弁護士メールボックス」が法律上BRAKの法的義務になったこと等が紹介されました。

その後、三好委員が、「日本におけるデジタル・プラットフォーム規制の概要」について発表しました。2024年4月に施行されたデジタル・プラットフォーム取引透明化法、独占禁止法（「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）上の留意点、取引DPF消費者保護法（取引DPF提供者の努力義務、商品等の出品の停止、販売業者等に係る情報の開示請求権等）及びプロバイダ責任制限法によるDPF規制（プロバイダ免責要件の明確化、発信者情報開示請求等）について紹介されました。

そして最後に、Dr. Lemke 第一副会長（BRAK）が、「デジタルサービス法とデジタル市場法」について発表しました。デジタルサービス法は、提供者の拠点（所在地）にかかわらず、そのサービスが欧州連合で提供されることのみを要件としているので、EUの国境を越えた提供者にも影響が大きいこと等が紹介されました。

パネルディスカッションでは、「デジタル市場法とデジタルサービス法が与えるインパクトと、日本の状況について」をテーマとし、河端雄太郎委員がモーデレーターを務め、基調講演を行った4名に加えて、ミュラー委員もパネリストとして参加しました。トピックとして、司法のデジタル化の中でも、mints（民事裁判書類電子提出システム）の運用状況や特別電子弁護士メールボックス設置の際の弁護士会の役割、オンライン市場についてデジタル規制を外国企業に及ぼす際の実務上の課題等が取り上げられました。



パネルディスカッションの様子

質疑応答では、司法のデジタル化や新しい規制の在り方や運用における弁護士会の役割についても、議論されました。

最後に、Schaworonkowa氏（BRAK国際部アジア太平洋及びイスラエル担当）及び牧山委員長から挨拶があり、閉会しました。

3. 懇親会

セミナー終了後、日比谷の和食レストランで懇親会を行いました。

今後の両会の交流のさらなる深まりが期待されます。

（国際交流委員会委員 高畠 正子）



BRAK懇親会の様子

国際交流委員会・ILCC部会のアフターコロナの活動

ラオス

2022年8月、ヴァンヴィエンでラオス弁護士会（LBA）主催の司法アクセスに関するセミナーが開催され、当連合会も協力しました。ラオス司法省副局長が議長となり、裁判所、検察庁、警察の代表者が参加し、法律扶助政令の解釈や、刑事弁護活動の実務上の問題点について活発な議論が交わされました。

本年3月、当委員会訪問団がビエンチャンを訪問。LBA執行部とプロジェクトについて協議したほか、ラオス司法省を訪問し、今後の国際援助の手続等に関する調査を行いました。

4月5日には、渕上玲子会長がLBA会長の表敬訪問を受けました。当委員会から、日本の弁護士制度の概要や研修制度の情報提供を行いました。

ベトナム

コロナ禍で中止していたJICA本邦研修（ベトナムから本邦に研修員を招聘）が昨年再開しました。今年は7月に実施予定です。昨年はIDX、国際法曹団体への参加、今年は国際仲裁・調停、少年法と、テーマは多岐にわたります。

他方でベトナムも既に経済発展を遂げ、当連合会としても「支援」から「交流」へとシフトしていく段階ではないかという議論をしています。将来の新たな関係の構築に向け、今後当委員会メンバーが現地を訪問し、この点について議論を深めていきたいと考えています。

JICA課題別研修

司法アクセス改善をテーマに2018年に始まった本研修では、アジア・アフリカ地域の研修員が来日して裁判所等の現地視察ができるのが一つの目玉でした。2020～2022年はコロナ禍でオンライン研修となっていましたが、昨年から来日研修を再開し、講義に加え、東京地裁、仙台弁護士会、法テラスコールセンター、震災遺構、法テラス秩父法律事務所などの訪問が実現しました。

今年も10月の8か国からの研修員の来日に向け、調整を進めています。仙台訪問に加え、青森県の法テラス鰺ヶ沢法律事務所、つがるひまわり基金法律事務所を訪れ、過疎地域での司法アクセスの現状を視察する等の企画を検討しています。

ネパール

当委員会は、ネパールとも新たに交流を開きたいと考えています。

在日外国人中、ネパール人の数は6位にまで増え、今後さらなる増加が見込まれています。同国には我が国から10年以上にわたって弁護士を派遣し法整備支援を行ってきた歴史もあります。

昨年10月、地方弁護士会の一つであるネパール最高裁弁護士会会长が当連合会を訪問しました。この訪問をきっかけに、ネパール弁護士会との間で交流活動を開始しようという機運が生まれました。現在当委員会では、ネパール弁護士会との交流の進め方について、現地への訪問団派遣を続けています。